

令和3年度 行政監査結果報告書

第1 監査の基準

この監査は、江南市監査基準（令和元年江南市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

第2 監査の対象

令和2年度に交付した4課の補助金等について対象とした。

- 1 高齢者生きがい課
- 2 こども政策課
- 3 教育課
- 4 健康づくり課

第3 監査の期間と実施場所

令和3年11月17日・18日・22日 監査委員室

第4 監査の着眼点

- (1) 補助金等交付事務に必要な合規性（規則・要綱等）を備えているか。
- (2) 補助等の手続き（支出方法・条件等）は適切か。
- (3) 実績報告書・収支報告書等の内容は適切か。
- (4) 補助等事業の実績確認及び補助団体に必要な関与を適切に行っているか。
- (5) 補助等事業は、市の施策に効果的なものとなっているか。

第5 監査の方法

定期監査に併せて、補助金等の交付事務を行っている部局を対象に、交付要綱、申請書、交付決定書及び実績報告書など関係書類の作成と提出を求め、抽出した補助金等の調査票を依頼し、その結果を踏まえて関係職員から聞き取りなどの方法により監査を実施した。

第6 監査の状況

令和2年度に交付した補助金等のうち、今回監査の対象となった件数は9件で交付額の内訳は、次のとおりである。

行政監査対象補助金等一覧表

(単位：円)

No.	所管課	補助金等の名称	交付額	補助金等を受けた団体名
1	高齢者生きがい課	シルバー人材センター補助金	13,250,000	江南市シルバー人材センター
2	高齢者生きがい課	老人クラブ補助金	3,649,750	江南市老人クラブ連合会
3	高齢者生きがい課	老人クラブ連合会補助金	1,204,330	江南市老人クラブ連合会
4	子ども政策課	子ども会活動費補助金	1,473,216	子ども会及び江南市子ども会連絡協議会
5	教育課	各種対外競技生徒派遣補助金	24,100	市立小中学校
6	教育課	全国大会等派遣補助金	22,400	市立中学校
7	教育課	コミュニティ・スクール事業補助金	1,500,000	市立小中学校の学校運営協議会
8	健康づくり課	尾北看護専門学校運営費補助金	5,594,000	一般社団法人尾北医師会
9	健康づくり課	愛知県食品衛生協会江南支部補助金	122,000	愛知県食品衛生協会江南支部

第7 監査の結果

監査を実施した結果、次のとおり改善・検討すべき点が認められたので、各所管においてはこれらの事項に留意し、適正かつ的確な事務執行に一層努められたい。

(改善・検討事項)

① 公益上の必要性の明文化について

補助金の交付は、「公益上の必要性」の有無が重要な判断基準であるが、交付要綱に交付目的が明らかになっていないものが見受けられた。

交付要綱等には「公益上の必要性」を含めた交付目的を規定されたい。

② 補助対象経費の明確化について

交付額や用途の透明性を確保する観点から、交付要綱等に補助対象の範囲と算定方法を明確にする必要があるが、どのように交付額が算出されたか確認できないものが見受けられた。

また、実績報告書において、対象事業費と補助額の関係性が明記されていないものなど、補助対象の範囲が不明確なものがあった。

さらに、毎年、変動している事業費に対し、定額を交付することに理由がないため、交付額の算定については、単価と数量から算定する方法や、補助対象経費総額に率を乗じて算定される額とするなど、金額が明確に算出できるよう検討されたい。

③ 交付申請書類の不備について

補助金等の交付決定に際しては、交付要綱等で定められた申請書や添付資料に基づき、交付団体の事業目的、事業内容及び収支状況等を十分に審査する必要があるが、申請書に添付されるべき書類が添付されていなかったもの、申請書の記載内容が不明確なものがあった。

適正に審査するためには、交付要綱等に定められている資料が添付されていないものは必要な書類を求められたい。また、申請書の記載内容に不備があるものは、必要な補正を指導されたい。

④ 実績報告書類の不備について

実績報告書類は、補助金等が適切な経費に充てられているか確認することや効果検証を行う上で必要な書類であるが、収支決算書で補助金等がどの経費に充当されているかが不明確なものが見受けられた。

実績報告書の記載内容に不備があるものは、必要な補正を指導されたい。

⑤ 繰越額が多い団体について

補助金額以上の繰越金がある団体が見受けられた。補助金は、当該年度の経費を補填するものであるから、余剰分は精算されたい。なお、繰越金が必要な団体にあっては、その具体的な計画を把握されたうえ、繰越の是非を判断されたい。

また、繰越金の多い運営費補助団体については、事業費補助へ転換するなどして、自立を促されたい。

資料

○江南市補助金等交付規則

昭和31年9月1日

規則第3号

改正 平成元年3月1日規則第3号

平成12年7月10日規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、法令に特別の定めがあるもののほか、市が交付する補助金等の交付の申請、決定等に関する基本的事項を規定することにより補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する補助金、助成金及び交付金をいう。

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

(責務)

第3条 補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が税その他貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、法令及び予算の定めるところに従って公正、かつ、効率的に使用するとともに、市における産業の育成及び発展又は市民の福祉に寄与することにより、市行政に貢献されるよう努めなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等が税その他貴重な財源で賄われているものであることに留意し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めなければならない。

(補助金等の交付の申請)

第4条 補助金等の交付を受けようとする者は、次の書類を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付申請書(様式第1)

(2) 補助事業等計画書(様式第2)

ア理由書

イ計画概要

ウ事業費調

エ財源調

2 臨時の企画に係るもの及び簡易な事業で市長が特に認めるものについては、前項の書類の一部を省略することができる。

(補助金等の交付の決定及び通知)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて実態調査等を行い、当該申請に係る補助事業等の目的、内容及び金額の算定が適正か否か、予算に定めるところに違反しないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定をしなければならない。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を補助金等交付決定通知書（様式第3）により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業等の遂行)

第6条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない、いやしくも他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者等は、補助事業等の進ちよく状況を市長に報告しなければならない。

(補助事業等の変更等の申請等)

第8条 補助事業者等は、補助事業等の変更又は中止若しくは廃止したときは、直ちに補助事業等変更（中止・廃止）申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による変更をした場合について準用する。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の効果を記載した補助事業等実績報告書（様式第5）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときも、また同様とする。

(補助金等の額の確定)

第10条 市長は、前条による報告書を受けた場合においては、書類の審査及び必要に応じて実態調査等を行い補助事業等の効果が補助金等決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付確定通知書(様式第6)により補助事業者等に通知しなければならない。

(補助金等の請求及び交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金等の額を確定した後に補助事業者等からの補助金等請求書(様式第7)による請求に基づき、補助金等を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の目的を達成するために市長が特に必要であると認めるときは、交付すべき補助金等の額の全部又は一部を概算払又は前金払の方法で交付することができる。

(決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者等が補助金等の他の用途への使用をし、その他補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこの規則に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 第5条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第13条 市長は、補助金等の交付の決定の取消しをした場合において既に補助金等が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、第10条の規定により補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える分について期限を定めてその返還を命じなければならない。

(加算金及び遅延利息)

第14条 補助事業者等は、第12条第1項の規定による取消しに関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助金等が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 第1項の規定により、加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。
- 4 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。
- 5 市長は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。
- 6 第1項及び第4項の規定に定める加算金及び遅延利息の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、じゆん 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(他の補助金等の一時停止等)

第15条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は遅延利息の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(関係書類等の整備等)

第16条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

- 2 前項の書類、帳簿類等は、補助事業等の完了後5年間保存しておかなければならない。

(検査)

第17条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者等の報告に基き、書類、帳簿類等の検査をすることができる。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和31年度より適用する。

附 則（平成元年3月1日規則第3号）

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の江南市補助金等交付規則の補助金等の交付に関する規定は、平成元年度以後の補助金の交付について適用し、昭和63年度までの補助金等の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成12年7月10日規則第26号）

- 1 この規則は、平成12年7月10日から施行する。
- 2 改正後の江南市補助金等交付規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付の決定をする補助金等について適用し、施行日前に交付の決定をした補助金等については、なお従前の例による。